

(仮称) J F E 環境 (株) 鶴見エコクリーン建設事業
環境影響評価方法書に係る答申

平成 20 年 3 月 7 日

横浜市環境影響評価審査会

平成 20 年 3 月 7 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市環境影響評価審査会
会 長 猪 狩 庸 祐

(仮称) J F E 環境 (株) 鶴見エコクリーン建設事業環境影響評価方法書
に係る調査審議について (答申)

平成 19 年 12 月 7 日環創環評第 372 号により諮問のありました標記について、当審査会
は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、本件に係る方法意見書の作成にあたっては、当審査会で指摘した事項について十
分に配慮されるよう申し添えます。

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

(仮称) J F E 環境 (株) 鶴見エコクリーン建設事業 (以下「本事業」という。)

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設 (横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業)

(3) 事業者の名称

J F E 環境株式会社

(4) 対象事業が実施されるべき区域

鶴見区末広町二丁目 1 番 5 ほか (以下「計画地」という。)

(5) 対象事業の目的

本事業は、廃棄物焼却設備、破碎設備、灰溶融設備、余熱利用設備により構成さ
れる廃棄物処理・再資源化施設を整備し、横浜市鶴見区内に所在する自社の各事業
所や、横浜市内及び近隣自治体に所在する事業者が排出する産業廃棄物を受け入れ、
廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を目指すことを目的としている。

(6) 対象事業の内容

計画地の敷地面積は $13,040\text{m}^2$ で、土地利用計画は、建築面積の合計が $2,495\text{m}^2$ 、
煙突等の屋外施設の面積が $1,330\text{m}^2$ 、緑地の面積が $2,200\text{m}^2$ 、構内道路・駐車場等
の面積が $7,015\text{m}^2$ となっている。また、建築物の高さは地上 31m の計画である。

本事業は焼却施設を設置するもので、焼却炉のほか、灰溶融炉及び受入供給設備として廃酸・廃アルカリ・廃油の受入タンク、破碎機を設置し、また、余熱利用設備として焼却に伴う廃熱を電気エネルギーとして回収する蒸気タービン発電機を設置する計画である。焼却・灰溶融施設からの排出ガスは排ガス処理設備で処理した後、高さ80mの煙突から排出する。主な設備の概要は次表のとおりである。

設備名称	主要機器等	処理能力	設置数
受入供給設備	破碎機	5 t/時	1 基
焼却設備	焼却炉 (キルン・ストーカ炉)	200 t/24時間	1 炉
灰溶融設備	灰溶融炉 (溶融キルン炉)	950kg/時	1 炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機	1,800 k W	1 基

上記施設で処理する廃棄物は、次表に示すとおり、自社事業所を含む横浜市及び近隣自治体に所在する事業者から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物とする計画である。

分類	種類	収集対象
産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、燃え殻、ばいじん、金属くず	横浜市内及び近隣自治体に所在する事業者 (自社事業所も含む)
特別管理産業廃棄物	廃アルカリ	横浜市内及び近隣自治体に所在する事業者 (自社事業所も含む)
	特定有害産業廃棄物	
	汚泥(水銀、有機リン、セレン、PCB、ダイオキシン類を含まないもの)	
	廃アルカリ(水銀、有機リン、セレン、PCBを含まないもの)	

2 地域の特性

計画地は、埋立により造成された横浜市鶴見区の臨海部に位置し、昭和62年まで操業されていた東京ガス株式会社のガス及びコークス製造工場の跡地で、都市計画法の地域・地区の指定状況は、工業専用地域、臨港地区に指定されている。計画地の東側は、物流センターがあり、西側は、自社関連会社のヨットヤードと自社の産業廃棄物中間処理施設がある。また、南側の対岸には、電気機械器具の製造工場があり、北側

は自社関連会社の工場となっている。周辺の地形は、ほぼ平坦であるが、北西約 2.5 k m以遠には標高 20m～60mの丘陵がある。

本事業により環影影響が及ぶと想定される横浜市及び川崎市地域では、昭和 40 年代に高度経済成長に伴う産業型公害が大きな社会問題となり、臨海部の工業地帯を中心にその対策を強く求められた地域である。このような中、地域における窒素酸化物等の総量を削減するための取組として、大量の大気汚染物質を排出するばい煙発生施設を事業所に設置しようとする場合には、最新の排ガス処理技術・装置の導入等により排出量抑制を図るとともに、既存施設の休止、廃止や改修などにより、事業所からの大気汚染物質の排出量が増加しないようにする取組がなされてきた。

また、横浜市は、横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部において、企業の緑地を地域の重要な環境資源としてとらえ直し、公共の緑や水辺などと合わせて、事業者、市民等との協働による緑化活動である「京浜の森づくり事業」を進めている。

3 審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意する必要がある。

(1) 事業計画

ア 本事業の焼却・灰溶融施設からの排出ガス濃度の計画目標値については、環境負荷低減のため、更なる低減を検討すること。

イ 計画地周辺の大気環境を鑑み、横浜市鶴見区内に所在する自社の各事業所の既存設備の休止、廃止や改修等を視野に入れた環境負荷の代償措置について検討し、準備書に記載すること。

ウ 生活排水については、排水量を適切に算出し、窒素除去機能を有した浄化槽の導入を検討し、準備書に記載すること。

エ 方法書において計画している煙突の高さは 80 メートルであるが、煙突の諸元を定めるにあたっては、地域特性を踏まえ、環境負荷低減の観点から、更に検討を行うこと。

オ 緑化計画の策定にあたっては、二酸化炭素の吸収を考慮した上、郷土種による植栽を検討し、準備書に記載すること

(2) 対象地域

本事業の実施により環境影響が及ぶと想定され、準備書の周知を図る必要がある地域を定めるにあたっては、根拠を明確にし、準備書に記載すること。

(3) 環境影響評価項目

ア 工事中

(7) 土壌汚染

計画地は、過去の土地利用により、環境基準を上回る汚染物質が検出されており、覆土・舗装による飛散防止と揚水による浄化対策が現在も行われている。

工事による土地の改変にあたっては、土地所有者、市の関係部局と協議の上、適正な土壌汚染対策に関する計画を策定し、具体的な内容を準備書に記載すること。

イ 存在・供用時

(7) 大気汚染

a 本事業の焼却・灰溶融施設からの排出ガスの拡散予測については、地形の影響を考慮した予測評価を行うこと。

b 適切な大気拡散予測式を用いて短期平均濃度が高濃度となりやすい気象条件における予測を行うとしているが、予測にあたっては、高濃度となりやすい気象条件の出現頻度について整理・解析を行うこと。

c 廃棄物の受入管理、焼却・灰溶融施設の維持管理及び排出ガス制御について準備書に記載すること。

(イ) 土壌汚染

供用時の土壌浄化対策について、土地所有者、市の関係部局と協議の上、具体的な内容を準備書に記載すること。

(ウ) 騒音

施設の稼動に伴う騒音の予測評価を行い、防音等の対策を検討し、準備書に記載すること。

(エ) 廃棄物・発生土

焼却灰・飛灰・溶融スラグの管理体制を明確にし、準備書に記載すること。

(オ) 安全

廃酸・廃アルカリ・廃油等の受入や焼却炉投入における管理体制を明確にして、準備書に記載すること。

(4) 環境影響配慮項目

ア 供用時

(7) 温室効果物質

本事業による化石燃料起源の温室効果物質排出量を把握し、自社内での削減を検討の上、準備書に記載すること。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

平成 19 年 11 月 19 日	事業者は方法書を提出
平成 19 年 11 月 19 日	事業者は方法書周知計画書を提出
平成 19 年 12 月 5 日	<p>市長は方法書の提出を受けた旨市報公告*し、方法書の写しの縦覧を開始（平成 20 年 1 月 18 日まで）</p> <p>縦覧場所 <横浜市>横浜市環境創造局環境影響評価課、鶴見・神奈川・中・港北区役所の区政推進課 <大田区>大田区役所環境保全課、大田区役所六郷特別出張所 <川崎市>川崎市役所環境局環境評価室、川崎区役所総務企画課、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所総務企画課、幸区役所日吉出張所 （横浜市中心図書館、鶴見・神奈川・中・港北区の各図書館で閲覧を実施）</p> <p>縦覧者数 18 名</p> <p>市長は方法書に対する意見書の受付を開始（平成 20 年 1 月 18 日まで）</p> <p>意見書数 11 通</p>
平成 19 年 12 月 6 日	<p>事業者は方法書対象地域内に方法書の概要を周知</p> <p>周知方法：新聞 7 紙に折込配布</p>
平成 19 年 12 月 7 日	<p>環境影響評価審査会</p> <p>市長は方法書に係る調査審議について審査会に諮問</p> <p>事業者説明（方法書）及び質疑、審議</p>
平成 19 年 12 月 17 日	<p>環境影響評価審査会</p> <p>事業者説明（補足資料）及び質疑、審議</p>
平成 20 年 1 月 18 日	<p>環境影響評価審査会</p> <p>事業者説明（補足資料）及び質疑、審議</p>
平成 20 年 2 月 5 日	<p>環境影響評価審査会</p> <p>事業者説明（補足資料・意見書に対する事業者見解）及び質疑、審議</p>
平成 20 年 2 月 19 日	<p>環境影響評価審査会</p> <p>事務局説明（検討事項一覧）及び審議</p>
平成 20 年 3 月 7 日	<p>環境影響評価審査会</p> <p>事務局説明（答申案）及び審議</p>

※その他、広報よこはま「お知らせ」欄への掲載、新聞広告（日刊 3 紙）及び本市ホームページへの掲載により周知

■ 事業者が当審査会に提出した資料

- 1 廃棄物処理フローの詳細について
- 2 廃酸、廃アルカリを焼却処理する事例について
- 3 廃棄物の受入管理について
- 4 現状：土壌汚染対策について
- 5 関係地域の設定について
- 6 排ガス処理システムの制御方法と濃度管理について

- 7 現状非悪化に対する考え方について
- 8 生活排水対策について
- 9 土壌汚染対策について
- 10 排ガス制御における「制御目標」の目安の設定について
- 11 アンモニア排出濃度の測定について
- 12 他社比較表の緒元
- 13 現状非悪化について（その2）
- 14 生活排水浄化槽について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

- 赤 羽 弘 和
◎ 猪 狩 庸 祐
小 沢 弘 子
工 藤 信 之
後 藤 英 司
○ 猿 田 勝 美
谷 和 夫
田 丸 重 彦
田 村 美 幸
野 知 啓 子
広 谷 浩 子
藤 原 一 繪
横 山 長 之

◎ 会長 ○ 副会長 五十音順 敬称略